

防災庁設置を見据えた地域防災力強化の取組

内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（地域防災力強化担当）付

1. はじめに

世界有数の災害発生国である我が国においては、過去の累次の災害を踏まえ、被害想定の高精緻化や避難生活環境の改善等の事前防災に係る施策を国として打ち出してきました。一方で、各施策の実効性を確保するための体制面・財政面での地方公共団体との連携や支援は必ずしも十分ではありませんでした。また、事前防災に係る各種施策について、国における地方公共団体との窓口が分かれ、個別に支援策を実施するなど、相互の連携が不足していた面も指摘されてきたところです。

内閣府においては、令和8年中の防災庁の設置を見据え、各都道府県の担当職員である「ふるさと防災職員」を配置し、定期ヒアリングやブロック会議などを通じた地方公共団体との連携強化の取組を進めるとともに、国として地方公共団体の地域防災力強化の取組を財政面から支援する「防災力強化総合交付金」を創設しました。本稿では、これら2つの取組について詳しく述べていきます。

2. 地方公共団体との連携強化（「ふるさと防災職員」の創設）

（1）地域防災力強化の取組概要

内閣府においては、令和8年中の防災庁の設置を見据え、令和7年度から政策統括官（防災担当）の体制を段階的に拡充しており、「参事官（地域防災力強化担当）」を新設し、各都道府県の担当職員である「ふるさと防災職員」を配置しています。

ふるさと防災職員は、災害発生時には「地域防災リエゾン」として現地に赴き、被災状況の把握や被災団体の支援に従事するとともに、平時には、都道府県への定期ヒアリングや地域防災力強化ブロック会議の開催などを通じ、避難生活環境の改善や具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価の実施などの地方公共団体の取組を支援し、地域における事前防災を推進しています。

併せて、各都道府県は内閣府防災担当との窓口担当職員を「地域防災連携推進員（非在庁型研修員）」に指名し、ふるさと防災職員と連携



写真1：あかま内閣府特命担当大臣（防災）による訓示式後の記念撮影（令和8年4月3日）

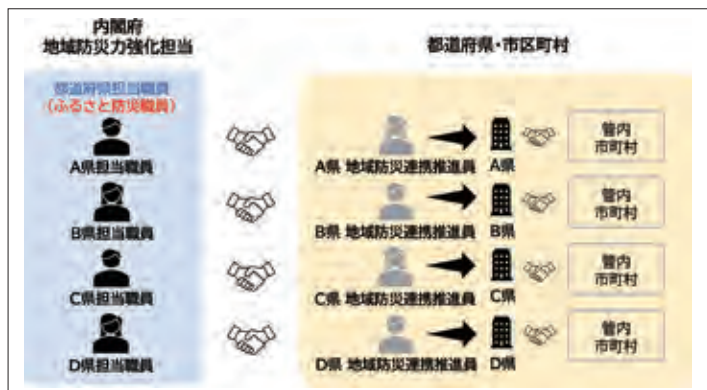


図1：地域防災力強化の取組（イメージ）

して、災害発生時の連絡調整や事前防災の徹底に取り組んでいます。

(2)「ふるさと防災職員」の主な業務内容

①被災地へのリエゾンとして派遣

災害発生時には、「地域防災リエゾン」として被災地に派遣され、被災地方公共団体と緊密な連携をとりつつ、被災状況の把握や被災地方公共団体の支援に従事しています。

これまで（令和8年5月15日現在）のリエゾン派遣の実績としては、①トカラ列島近海を震源とする地震に伴う鹿児島県・十島村派遣、②令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う熊本県派遣、③令和7年台風第22号及び23号に伴う東京都・八丈町派遣、④令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う大分県・大分市派遣、⑤令和8年1月21日からの大雪に伴う青森県派遣があります。このほか、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震に伴い派遣した内閣府調査チームなど、内閣府防災担当による被災地の調査には原則としてふるさと防災職員が参加しています。



写真2：「地域防災リエゾン」の活動
（東京都八丈町）

②地域防災力強化ブロック会議の企画・開催

国と地方公共団体が一丸となって事前防災を徹底するため、定期的に国と都道府県職員が参加する「地域防災力強化ブロック会議」を開催し、国の取組について情報共有するとともに、ブロックごとに都道府県の効果的な取組や課題、直近の災害対応経験等を共有しています。

令和7年度は2回にわたり開催し、令和8年度においても、2回の開催が予定されています。



写真3：地域防災力強化ブロック会議の様子

③都道府県への定期ヒアリング

都道府県庁に定期的に赴き、事前防災の取組状況等についてヒアリングを行うとともに、都道府県庁と連携して管内市区町村へのヒアリングを行うこともあります。

令和7年度には四半期に一回程度の頻度で各都道府県庁を訪問し、避難生活環境の改善、災害用物資の備蓄、要配慮者支援等の事前防災の取組についての現状や課題を確認しており、引き続き地方公共団体への伴走支援に取り組んでまいります。



写真4：都道府県ヒアリングの様子

④地域の防災訓練等への参加

国や地方公共団体等が主催する各地域の防災訓練や防災に関する研修等に参加し、地方公共団体職員との連携強化や地域住民の防災意識の向上に取り組んでいます。

内閣府が主催する避難生活支援リーダー・サ

ポーター研修、国の現地対策本部訓練、地震・津波防災訓練、孤立集落防災訓練、防災スペシャリスト養成「地域研修」などについては、開催地を担当するふるさと防災職員が原則として参加することとしています。



写真5：防災訓練等への参加の様子

3. 地方公共団体の取組支援の強化 （「防災力強化総合交付金」の創設）

これまでの災害の経験や令和6年能登半島地震を踏まえ、内閣府においては、平時から災害

支援協定の締結等を進め、発災直後から快適なトイレ、温かい食事、ベッド、入浴の機会、暑さ・寒さ対策等の対応を求めるなど、避難所の良好な生活環境の確保が行われるよう周知してきましたが、地方公共団体における財政面の制約等から避難所の備蓄品、資機材が十分でない等の課題が生じていました。

こうした課題に対し、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを目指す地方公共団体の先進的な取組を緊急的に支援することを目的に、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」（令和6年度補正予算事業）及び「地域未来交付金」（令和7年度補正予算事業）の「地域防災緊急整備型」により、地方公共団体における避難生活環境改善をはじめ、地域の防災・減災の向上に必要な資機材の整備を支援してきました。

さらに、防災庁の設置を見据えた取組として、従来の防災・減災に係る取組の改善、防災対策の実効性の向上及び地域のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援の

防災力強化総合交付金 制度概要		内閣府政策統括官（防災担当）	
目 的	従来の防災・減災に係る取組の改善、防災対策の実効性の向上及び地域のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援の事前準備の高度化・加速化を図るため、地域における危機管理投資を国として後押しする。		
令和8年度予算規模	35億円	削減率	1/2
		交付対象自治体	地方公共団体
交付事業	事業概要	交付上限額（百万円）	
(1) 防災力強化取組推進	地域レベルでの具体的なシミュレーションによる定量的弱部分析に基づく災害リスク評価の実施など、従来の防災・減災に係る取組の改善や実効性の向上に資する地方自治体の先進的な防災力強化の取組を支援する。	上限なし	
(2) 広域避難経路確保	各地方自治体が、発災時に他の地方自治体等を支援するために、必要な資機材や人材等を派遣する体制を整備することを支援する。広域的な展開が可能な災害対応車両等の資機材や、広域的な運用の推進に向けた方策検討・体制整備などの取組を支援する。	都道府県：6,000万円 政令指定都市：4,000万円 その他市区町村：3,000万円 <small>※指定都市が管内市区町村と連携して事業を実施する際は、交付上限額を3億6,000万円まで増額可能。</small>	
(3) 被災者支援体制強化事業 ① 避難所の環境改善促進支援事業 ② 資機材整備促進支援事業 ③ 避難所運営委員会等	避難生活環境の抜本的な改善を図るため、各地方自治体の被災者支援体制の実効性を高める取組を支援する。 ① スフィア基準等に沿った避難所の質向上に配慮し、D-TRACEの活用等も含めた避難所開所・運営訓練等の取組を支援 ② 事前防災に向けた協議会等の開催を支援	500万円 100万円	

図2：防災力強化総合交付金の概要

事前準備の高度化・加速化を図るため、地域における危機管理投資を国として後押しすることを目的する「防災力強化総合交付金」を令和8年度予算において創設しました。

本交付金の活用に当たっては、各都道府県が管内市区町村等の実施する事業を含めて取りまとめ、「地域防災力強化総合整備計画」を策定することとしています。本交付金の各基幹事業において支援する内容について、以下の各項目で紹介します。

(1) 防災力強化支援事業

「防災力強化支援事業」は、地域レベルでの具体的なシミュレーションによる定量的弱部分分析に基づく災害リスク評価の実施など、従来の防災・減災に係る取組の改善や実効性の向上に資する地方公共団体の先進的な防災力強化の取組を支援する事業です。

本事業を通じて、支援対象の取組を実現するとともに、防災計画等に反映させることで、防災計画の実効性の底上げを図る。加えて、取組事例を周知・共有し、他団体での実践を促すことで、防災対策の促進を図ることとしています。

(2) 広域連携推進事業

「広域連携推進事業」は、発災時の地方公共団体間の広域的な応援・受援体制の強化を目的に、地方公共団体が連携して行う資機材や人材等を派遣する体制の整備を支援する事業です。

具体的には、トイレカーやキッチンカーをはじめとする広域的な展開が可能な避難生活環境改善のための資機材の整備や、整備した資機材の広域的な運用の推進に向けた方策の検討・体制整備などの取組を支援します。

支援に当たっては、都道府県の調整の下、近隣団体同士が役割分担しながら計画的に資機材を整備するといった取組を重点的に支援することにより、複数の地方公共団体が連携した効率的・効果的な取組を促してまいります。

(3) 被災者支援体制整備加速化事業

「被災者支援体制整備加速化事業」は、避難生活環境の抜本的な改善を図るため、各地方公共団体の被災者支援体制の実効性を高める取組を支援する事業であり、具体的には以下の①②

の取組を支援してまいります。

①避難所の環境整備促進訓練等

各都道府県等においてスフィア基準に沿った避難所の質の向上に配慮した発災時の避難所の開所・運営を迅速かつ円滑に実施するため、避難所の開所等に係る訓練を実施するとともに、併せて、令和6年から運用を開始した「災害対応車両登録制度」の講習会、登録・要請の演習を実施する取組を支援します。

②災害対応関係分野別訓練・研修・協議会合

福祉支援や食事支援ほか、災害対応に携わる団体等と都道府県との間において、都道府県単位の協議会合を行政、福祉関係団体、飲食事業者などを交えて設置・開催し、災害時の対応や事前の連絡体制の確認等の訓練、研修、協議を行うことを支援します。

4. 結びに

国会における防災庁設置法案の審議においては、平時から人材不足に悩まされるとともに災害発生時には膨大な業務量に直面する地方公共団体に対し、国としてどのように支援できるのかも議論されました。

国においては、被災団体への職員の派遣、物資のプッシュ型支援や予算面の措置などで、直接的・間接的に地方公共団体を支え、必要に応じて主体的に災害対応を行うこととしております。その上で、内閣府防災担当では、ふるさと防災職員が中心となって、平時には、地域単位での丁寧なシミュレーションに基づく災害リスク評価の実施や、そこで明らかとなった課題への対応に関して地方公共団体への伴走支援を行うとともに、災害発生時には、平時の伴走支援によって築いた「顔の見える関係」を活かして、被災状況の把握や被災団体の支援を行う体制づくりを始めているところです。

防災庁においても、こうした取組をさらに発展させ、「ふるさと防災職員」が地域におけるニーズの丁寧なくみ取りやきめ細かな助言を行いながら、国と地方の合同訓練の実施なども通じて、地域ごとの事前防災の推進に向けた支援の充実に取り組んでまいります。